○総務省令第三十号

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（経営等に関する情報の公表） **第十七条**　［略］ 2　前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類をインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 ［3　略］ **第十八条**　［略］ 2　前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類をインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 ［3　略］	（経営等に関する情報の公表） **第十七条**　［同上］ 2　前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類を機構の事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 ［3　同上］ **第十八条**　［同上］ 2　前項に規定する事項（以下この条において「公表事項」という。）の公表は、公表事項を記載した書類を機構の事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により、直近の事業年度に係る財務諸表について通則法第三十八条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月以内に行うものとする。 ［3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する同法第二十六条並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（市町村連合会の経理単位） **第六条**　［略］ ［2～6　略］ 7　市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する施行規程第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。	（市町村連合会の経理単位） **第六条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。